

富山市と富山県トヨタグループとの包括連携に関する協定書

富山市（以下「甲」という。）と富山県トヨタグループ（富山トヨタ自動車株式会社、富山トヨペット株式会社、トヨタカローラ富山株式会社、ネッツトヨタ富山株式会社、ネッツトヨタノヴェルとやま株式会社、株式会社トヨタレンタリース富山、トヨタL&F富山株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社富山支社、以下「乙」という。）は、富山市内における未来志向で持続可能な共助社会の実現に向け、互いに連携、協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が密接に連携・協力し、双方の資源を有効に活用した協働を推進することにより、地域の一層の活性化と市民福祉の向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) PHV、EV、FCVを活用した電力供給等、防災及び災害時における協力に関すること
- (2) 燃料電池を活用した水素社会の実現等による環境負荷の低減及び環境教育並びにSDGsの推進に関すること
- (3) スマートシティの推進等、ICTを活用したまちづくりに関すること
- (4) 交通弱者移動支援及び交通安全教育に関すること
- (5) 産業及び観光の振興に関すること
- (6) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること
- (7) 地方創生の推進に関すること
- (8) その他市民福祉の向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項に係る活動の実施時期及びその方法、その他具体的な内容については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する活動の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報を、開示者の書面による承諾なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動等により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令及び富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例第31号）に従い、適正に管理しなければならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、この協定は更新され、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第6条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲又は乙は、法令、条例又はこの協定のいずれかに違反した場合、この協定を解除することができるものとする。

3 甲又は乙は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると合理的に認められる場合は、直ちにこの協定を解除することができるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して、疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、
甲乙両者署名の上、甲乙が1通ずつ所持する。

令和2年9月17日

甲：富山県富山市新桜町7番38号

富山市長 森 雅 志 (自署)

乙：富山県富山市千歳町二丁目5番26号
富山トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長

品 川 祐一郎 (自署)

富山県富山市綾田町三丁目12番26号
トヨタカローラ富山株式会社
代表取締役社長

黒 澤 敏 (自署)

富山県富山市千歳町二丁目5番26号
ネッツトヨタノヴェルとやま株式会社
代表取締役社長

品 川 祐一郎 (自署)

富山県富山市千歳町二丁目5番26号
トヨタL&F富山株式会社
代表取締役社長

土 田 英 喜 (自署)

富山県富山市千歳町二丁目5番26号
富山トヨペット株式会社
代表取締役社長

品 川 祐一郎 (自署)

富山県富山市新庄本町三丁目3番33号
ネッツトヨタ富山株式会社
代表取締役社長

笹 山 泰 治 (自署)

富山県富山市千歳町二丁目5番26号
株式会社トヨタレンタリース富山
代表取締役社長

品 川 祐一郎 (自署)

富山県富山市城川原三丁目1番18号
トヨタモビリティパーツ株式会社富山支社
支社長

山 本 義 人 (自署)